

補助金等合理化に関する提言書

平成29年2月

坂井市補助金等合理化委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 見直しの背景・・・・・・・・	2
(1) 現状と課題	
(2) 従来 of 取組み	
2 個別補助金の検証・・・・・・・・	3
(1) 検証対象補助金の抽出	
(2) 検証の基準	
(3) 検証の方法	
(4) 個別補助金の検証結果	
3 補助金全体にわたる課題と指摘事項・・・・・・・・	7
4 坂井市の補助金制度に対する提言・・・・・・・・	10
5 まとめ・・・・・・・・	12

資 料

資料1 坂井市補助金等合理化委員会会議開催状況・・・・・・・・	13
資料2 坂井市補助金等合理化委員会委員名簿・・・・・・・・	14
資料3 坂井市補助金等合理化委員会設置要綱・・・・・・・・	15
資料4 坂井市補助金等検証チェックシート・・・・・・・・	16
資料5 補助金の個別検証結果・・・・・・・・	18

はじめに

今回が第2期となる坂井市補助金等合理化委員会は、平成27年8月12日に諮問を受けて以来、坂井市における現行補助金の検証と今後の方向性について、平成27年度は団体補助金、平成28年度は制度補助金を対象として、2年間にわたり審査と検討を重ねてきた。

本提言書は、一連の検証作業において浮き彫りとなった課題について指摘し、委員による真摯な協議に基づき委員会として示す、今後の補助金等の方向性や制度のあり方についてまとめたものである。

坂井市の補助金制度が市の政策に沿って制度設計され、公共分野を担う多様な主体の活動を適切に支援することにより市民と行政の協働推進と生活環境・福祉の向上に資するものとなるため、また厳しい財政状況の中、補助金の交付に充てられる財源が有効に活用され最小の経費で最大の成果を挙げることができるよう、市においては当委員会の提言の趣旨を十分に尊重され、更なる補助金の合理化を着実に推進されるよう強く望むものである。

平成29年2月

坂井市補助金等合理化委員会

委員長	井上	武史
副委員長	川村	一司
委員	小玉	隆一
//	島田	敏夫
//	上田	雄二
//	本家	明美

1. 見直しの背景

(1) 現状と課題

地方財政を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあり、坂井市においても、長引く景気低迷と生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待できない中、高齢化の進行による社会保障費や公共施設の老朽化による維持管理コストの増大、社会情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化などにより、今後も厳しい行財政運営が続くことが予想される。

これらの状況を踏まえ、市では第二次行政改革大綱において、基本項目として「持続可能な財政運営」、その中の重点項目として「歳出の合理化」を掲げている。合併特例期間の終了により、平成28年度から段階的に地方交付税の大幅な減額が予定される中で、職員数の削減や予算査定時の経常経費シーリング設定など、歳出抑制に向けた取組みを進めてきている。

その中で、坂井市一般会計における補助金の交付総額は、平成27年度決算で約42億5千3百万円となり歳出総額の11.4パーセントを占めており、歳出の全面的な抑制を進めていく中では、補助金についても公益性や必要性に十分配慮する必要はあるものの、総額ベースにおける削減を視野に入れた合理化を避けては通れない状況にあり、従来の取組みをより一層強化し、徹底した検証・見直しを行っていく必要がある。

(2) 従来の取組み

ここまでの取組みとしては、平成19年3月に策定された第一次行政改革大綱の実施計画である「坂井市100の改革」に基づき、平成20年2月に第1期の補助金等合理化委員会が設置され、団体補助金16団体、事業補助金19件の検証作業を経て、平成20年5月に中間提言書、平成22年2月に最終提言書が市長に提出されている。

この提言を受け市においては、平成22年10月に補助金の交付に係る市全体の共通基準となる、「補助金等交付基準」(以下「交付基準」という。)が策定され、交付基準に基づく市役所内部における評価・検証作業等の取組みを行ってきたが、一部の補助金については、十分に見直しが進んでいるとは言い難い状況にあるのが現状である。

- ①交付基準に基づく交付要綱の検証と「交付要領」の作成
- ②補助金等チェックシート(団体補助)・事務事業評価シート(制度補助)による検証
- ③3年に一度の抜本的見直し
- ④市ホームページにおける交付状況公表(平成23年度交付分より)
- ⑤交付要領における終期設定
- ⑥交付申請・実績報告時における適切な指導助言

2. 個別補助金の検証

今回の補助金等合理化委員会における検証作業においては、交付基準に基づく市役所内部における評価・検証作業が毎年度実施されていることを前提として、まず現状の補助金交付について、評価・検証作業が適正に行われているか、交付基準に適合した運用がなされているかについて確認を行い、委員会の判断・意見として今後の見直しの方向性を示すこととした。

(1) 検証対象補助金の抽出

平成26年度において交付された補助金の件数（一般会計：要綱・要領単位）は201件となっており、時間的制限がある中、すべての補助金について検証作業を行うことは不可能であるので、市が交付しているすべての補助金について一覧表により確認したうえで、以下の基準により検証対象として団体補助金17件、制度補助金15件を抽出した。

- ①団体運営補助・団体事業補助・制度補助のうち、市の裁量で交付している単独補助金
- ②交付額の大きいもの
- ③市役所内部の検証作業により、何らかの問題点が見いだされているもの
- ④第1期補助金等合理化委員会において見直しの判定を受けているにも関わらず、改善内容が不十分と思われるもの

(2) 検証の基準

交付基準においては、補助金交付の適否を判断する客観的な判断基準として、公益性・妥当性・透明性・公平性・効果性・効率性の6つの視点を定めている。

市役所内部における団体補助金検証作業に用いられている補助金等チェックシートにおいてこれらの基準に適合しているかどうかの確認作業がツールとしての機能の中核となっていることから、当委員会においても、補助金等チェックシートの様式に準じた委員による検証用のシート（資料4）を用いて、個々の対象補助金についてこの判断基準を検証項目とし、検証と評価を行うこととした。

なお、制度補助金については、市役所内部における検証作業は事務事業評価と併せて実施されているが、予算の事業単位で分類されている事務事業評価シートにおいては、個別補助金の検証項目との適合性を判断することが困難であるため、団体補助金に準じたチェックシートの様式を定めて所管課における検証を再度行い、その結果を資料として提出させた。

【団体補助金】

検証項目	
公益性	市民の福祉向上と利益の増進、地域の活性化に効果があるか
	活動や事業、およびその効果が多くの市民、広い地域(小学校区程度)に及んでいるか
	市民のニーズと一致しているか
	市の自然、歴史などの特性(地域資源)を生かし、その効果が市勢の発展につながっているか
妥当性	政策・施策の実現のために必要な事業で、行政が積極的に関与しなければならない事業であるか
	現金の交付(補助金)以外には効率的な支援方法はないか
	補助対象の要件は適切であるか
透明性	交付の目的、基準等が明確で、法令・条例・規則・要綱等に基づき支出しているか
	帳簿書類等により、使途が明確でかつ適正であることが確認できるか
	支部や構成団体等への間接的な補助についても、関係書類の確認により使途が明確でかつ適正であるか
	不正受給防止の措置が適切に講じられているか
公平性	会費や参加費等の受益者負担の水準は適切であるか
	協賛金の受入等自主財源の確保に努力をしているか
	繰越金、剰余金、積立金などは多額でないか
	他市町等の同じ活動をしている団体と比較して、補助率(額)は適正な水準であるか
効果性	補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか
	補助金を交付することで、補助対象事業の効果増が期待できるか
	具体的成果指標等が設定しており、その達成状況を確認でき、効果が認められるか
	少額の補助額や補助率であっても、その効果が十分認められるか
効率性	事業費、実施手法について、改善の余地がなく他市等の団体と比較をしても遜色が無い
	市が直接行うよりも効率的かつ効果的であるか

【制度補助金】

検証項目	
公益性	市民の福祉向上と利益の増進、地域の活性化に効果があるか
	事業の効果が多くの市民、市全域に及んでいるか
	市民のニーズと一致しているか
	(補助対象事業の目的や内容は、時代・社会情勢に合っているか、当初の補助目的は希薄化していないか)
	市の自然、歴史などの特性(地域資源)を生かし、その効果が市勢の発展につながっているか

妥当性	政策・施策の実現のために必要な事業で、行政が積極的に関与しなければならない事業であるか
	現金の交付（補助金）以外には効率的な支援方法はないか
透明性	交付の目的、基準等が明確で、法令・条例・規則・要綱等に基づき支出しているか
	帳簿書類等により、使途が明確でかつ適正であることが確認できるか（実績報告書の記載内容、帳簿処理等の会計処理が適切であるか）
	不正受給防止の措置が適切に講じられているか
公平性	補助対象の要件は適切であるか （補助が必要な者のみを適切に対象としているか、所得制限等が適切な水準に設定されているか）
	他市町等における類似の事業と比較して、補助率（額）は適正な水準であるか
効果性	補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか （補助金を交付しない場合は目的は達成されないか、すでに目的が達成されていないか）
	補助金を交付することで、市の施策推進への効果増が期待できるか （実際に効果が上がっているか、効果増が期待できない程度の零細補助かどうか）
	具体的成果指標等が設定してあり、その達成状況を確認でき、効果が認められるか
効率性	事業費、実施手法について、改善の余地がなく他市等の類似の事業と比較をしても遜色が無い
	市が直接行うよりも効率的かつ効果的であるか

（３）検証の方法

①提出を求め検証に使用した資料は、以下のとおりである

【検証に使用した資料】

検証資料	団体補助金	制度補助金
概要説明資料	○	○
補助金事務取扱要領	○	○
補助金チェックシート	○	○
実績報告書	○	○
決算書類等	○	—
他自治体との対比表	○	○

②補助金検証用チェックシートを用いて、委員各自が個別の補助金等について検証・評価を行い、４段階の判定を行った。

※判定の区分（条件等がある場合は特記事項欄に記載）

継続・改善・削減・廃止

判定にあたっては、6つの判断基準（視点）において、検証項目の内容ごとに判断の根拠となった部分に該当の有無を記し、適否の判断を記載することとした。

③各委員の評価結果を基に、委員相互の協議により、委員会として当該補助金の方向性を判定した。

④各委員のチェックシートにおける特記事項をとりまとめ、個別の補助金に対する委員会の意見として示した。

（４）個別補助金の検証結果

抽出した個別の団体および制度補助金についての検証結果は、補助金の個別検証結果（資料５）のとおりである。

個別の補助金の検証作業を進める中では、限られたヒアリング時間の中で、提出された資料の範囲では的確な判断を下せないとする委員からの意見もあったが、資料の検証において不明瞭な部分は所管課に対するヒアリングで確認を行いながら、各委員の認識と判断をもとに協議を重ね、委員会としての判断を行った。

本提言書に基づき、今後市として今回検証対象となった個別補助金の見直しを進めるにあたっては、委員会の意見を参考に市においてさらに深く検証を行い、その結果によっては、委員会の判定よりもさらに踏み込んだ見直しについても、躊躇せずに進めていただきたい。

一方、当委員会において廃止・削減と判定された補助金についても、補助金交付の目的が真に市の政策目標に合致したものであり、交付額に見合う明確な成果が得られるような抜本的な改善が行われるのであれば、事業として継続されることを必ずしも否定するものではない。

【個別補助金の検証結果集計】

判定 種別	継続	改善	削減	廃止
団体補助金	1 件	12 件	2 件	2 件
制度補助金	8 件	4 件	1 件	2 件

3. 補助金全体にわたる課題と指摘事項

個別補助金の検証作業を進める中で、交付基準における判断基準である公益性・妥当性・透明性・公平性・効果性・効率性の6つの視点から、対象とした補助金に対して、基準との整合性について多くの課題が確認され、指摘が得られた。

これらの事項については、今回の検証作業が抽出により行われ、すべての補助金について検証が行われていないという状況の中、今回検証対象とならなかった補助金においても共通する課題として存在する可能性が高いのではないかとと思われることから、今後市がすべての補助金について更なる合理化を進めて行く上で、それぞれの判断基準の視点に基づいて確認し、改善していくべき事項として、団体補助金・制度補助金それぞれについて示すこととした。

○公益性の視点

・団体補助金

団体の活動成果を市民に幅広く波及させる取り組みや、団体加入者の増加に向けた取り組みを積極的に行う必要があり、改善できない場合には補助率・額の削減もしくは廃止も検討すべきである。

・制度補助金

補助金の対象となる補助事業者の事業の効果が事業者内部に限定されており、広く市民に効果が及んでいるとは言い難いものが見受けられた。

補助事業の採択にあたっては、事業計画等を精査し、その事業が補助対象事業として適切なものかどうかを厳格に判断する必要がある。

○妥当性の視点

・団体補助金

行政や地域・住民を取り巻く状況は常に変化しており、補助金の妥当性についても状況を踏まえた不断の検証が求められる。

特に、補助金の交付にあたっては実績報告を十分確認し、当該年度の各事業内容が真に市の施策に合致し交付要綱・要領・基準に適合しているかを精査し、必要であれば精算を行うこと。

・制度補助金

政策・施策の実現との関係が希薄な補助金が見受けられた。行政が積極的に関与しなくてもよい場合は廃止を検討すべきである。

また、妥当性が認められる場合であっても、国・県補助等の基準に上乗せして交付する補助金、また補助金交付基準に定める1/2を超える補助率の補助金については、真に市の施策推進に必要不可欠なものと認められるかを慎重に検討する必要がある。

○透明性の視点

・ 団体補助金

多くの事業を行っている団体や複数の補助金を受けている団体など、補助金の評価に際して該当部分の抽出が難しい場合が見受けられた。

当該補助金の評価を適切に行うために、補助対象の明確な区分とともに、団体の全体像や他の事業との関係が理解できる資料を作成することが必要である。

・ 制度補助金

損失補てん的な性格を持つ補助金については、補助事業の推進に係る事業者の経費負担の状況等を精査し、補助の水準が適正なものであるかを検証する必要がある。

また、食糧費や会議費については、実績報告においてその用途を厳密に審査し、事業実施に不可欠な最小限のもの以外は対象事業費から控除すべきである。

○公平性の視点

・ 団体補助金

事業補助については、事業の性質から積極的に自主財源を確保すべきものや補助対象・補助率を見直すべきものが見受けられた。また、運営補助についても補助率の縮減が必要なものが見受けられた。

交付基準や他自治体との比較を踏まえつつ、団体の決算状況等を精査し、真に必要な額となるよう補助を見直す必要がある。

・ 制度補助金

他の自治体と比較して、同種の補助金で交付水準が高いものが見受けられた。市の重点施策としての政策判断による場合であっても、明確に定められた政策目標に合致するものである必要がある。

また、補助対象者に対し広く一律に補助をすることが、必ずしも公平ではない場合がある。制度の趣旨に応じ、メリハリをつけた制度設計が必要である。

○効果性の視点

・団体補助金

補助金の効果を客観的に検証するためには数値等の把握が不可欠だが、設定されていない補助金が見受けられた。

補助対象団体が数値に基づく評価を行い自ら効果性を検証している姿勢を明示するとともに、これを踏まえた市の所管課による評価も徹底していただきたい。

・制度補助金

補助金の制度設計にあたっては、明確な目標を定めて、目標が達成され施策推進への効果が確実に期待できるようなものとする必要がある。

また、補助事業者の経常的経費を補てんしている補助金、また事業規模に対し補助金の額が小さい零細補助金については、補助事業者の実情を精査した上で効果が期待できないものや補助を行わなくても一定の効果が見込まれるものについては廃止を検討すべきである。

○効率性の視点

・団体補助金

市内で目的を同じくする団体が旧町単位で残っているもの、または旧町単位の下部組織が残っている団体については、その組織形態が団体の運営及び事業遂行が非効率となる原因となっていないかを精査する必要がある。

場合によっては、組織の統合を検討していただきたい。

・制度補助金

補助金の交付にあたっては、他の支出同様最少の経費で最大の効果を上げることが求められる。

対象とする事業・補助率・限度額等について、得られる効果との対比を行いながら、メリハリをつけた見直しを適宜行う必要がある。

4. 坂井市の補助金制度に対する提言

今回の補助金の検証作業と委員会における議論を踏まえ、坂井市の補助金制度等に対する総合的な意見をまとめ、下記のとおり提言する。

(1) 補助金の目的を常に念頭に置いた検証を

多様な視点による補助金の検証を適切に行うには、当該補助金の目的が明確でなければならない。特に、長期にわたって行われている補助は、いつの間にか目的が忘れられてしまいがちとなる。目的が不明確なままで検証しても明確な結果は得られず、不要あるいは過大な補助金が継続するおそれがある。

今回の検証でも、補助金交付要綱・事務取扱要領における、補助金交付の目的や期待される成果の設定が漠然としていることにより、その補助金がどのような政策目的に基づいて交付するものなのかが明確になっていない事例が見受けられた。

あらゆる補助金について、検証の前に目的と成果を明確にすることが不可欠である。その上で、補助金が市の政策と合致し公益上の必要性を十分に有するか、また補助金が政策目的実現へ向けての確実な投資として機能し、投入する財源に見合うだけの成果が期待できるかについて、慎重に検討する必要がある。

(2) 団体補助金について、運営の効率化を

団体補助金の検証を進める中で、各種団体等において旧4町単位の組織が残っている例が多数見受けられた。

必ずしも旧町単位の組織を統一することが必要とはいえないが、補助金が下部組織に流れ使途が不明確となっていたり、組織運営が非効率であったり、財務状況の悪い組織に自己負担の水準を合せていたりすることにより、結果的に補助金額が適正な水準を上回る原因となっている可能性が高いと思われる。

合併を機に旧町間の融和を進めている中で、坂井市一体となった団体の活動を推進することを通じて補助金の透明性や効率性を高めることが必要である。

(3) 補助率を1/2以上とする場合は、十分な説明と検証を

交付基準において、補助率（額）が分類に応じて定められているが、基準を上回る場合や運用が不明確な場合が散見された。多様な補助金を画一的な基準で厳格に運用すれば弊害が生じる可能性もあるが、漫然と基準を超えた運用が行われているとすれば、基準の意義が問われかねない。

また、補助率（額）が「所要額」もしくは「状況に応じて交付」の場合であっても、補助金の役割はあくまでも市の施策の推進・啓発・誘導のための支援であり、1/2を超えるような過大な支援は補助事業者の自立を妨げ、補助による成果の持続可能性を損ねる恐れがある。

個々の補助金を明確に分類したうえで基準内の補助率を算定し、対象事業に対し1/2を超える部分については、必要性を十分に説明していただきたい。補助

金要綱・要領の制定の際の審査を厳格化するとともに、例えば、申請の際に理由書の添付を義務付けたり、チェックシートの項目を拡充し成果の検証を徹底するなどの対応を図る方法が考えられる。

(4) 交付基準内の補助率であっても、合理化の継続的取り組みを

(3)と関連するが、補助率(額)は「1/2以内」のような場合であっても1/2の交付では過剰になる場合がある。交付先の運営状況を精査して、必要最小限の補助とすべきである。場合によっては、徐々に補助率(額)を逡減していく方針で補助を始め、自律した運営を促進する工夫を導入するなど、合理化の継続的取り組みをしていただきたい。

(5) 事業・予算規模が大きな団体への補助について、容易に検証できる仕組みを

事業や予算の規模が大きな団体については、多様な補助金や事業内容を管理している場合が多い。この場合、全体の会計書類や事業報告等は完備されているものの、個々の補助金に対応する部分への切り分けがなければ補助金ごとに検証することはできない。そのため、今回は実態を十分に検証できないまま判定を「改善」とせざるを得ない補助金の一部あり、その点で限界があった。

補助金ごとの区分によらず全体で運営されている団体の場合は、団体自身でも切り分けは容易でないと考えられるが、補助金についての説明責任を果たし内外の検証に対応するための資料を別途作成する必要がある。

(6) 内部検証に基づく見直しの徹底と外部検証の実施を

補助金の検証作業において、市役所内部の検証ツールである補助金等チェックシート及び補助金実績報告書を資料として用いたが、ヒアリング等によって実態を確認する中で、内部検証が不十分なのではないかと懸念される例が多く見られた。

内部検証をさらに徹底することにより、補助金の実態が基準に適合しているかを検証し補助事業者等に対して改善を指導するとともに、交付基準に定められた3年ごとの終期を確実に設定し、期間内において確実に成果が挙げられているかを毎年度評価することにより、成果が見込みがたいと判断される補助金については、ゼロベースの抜本的な見直しを図っていただきたい。

また、内部検証の実効性を担保するため、補助金の制度や交付状況について、市民に対する情報開示を今以上に進めることに加え、補助金等合理化委員会による外部検証についても、定期的の実施することが必要である。

5. まとめ

提言書を締め括るに当たり、今後への期待を若干述べておきたい。

坂井市補助金等合理化委員会は、外部評価として市民目線で客観的な検証に重点を置いて、検証を行った。こうした取り組みは定期的に行うことが有効であり、今回の提言を受けて補助金の合理化を進めていただくとともに、提言とは異なる対応となったものや新たな課題等については、次回の委員会で検証する場を設けていただきたい。

また、委員会で検証できる補助金の数は限られるため、行政内部での適切な評価と情報開示等を通じた全市民による評価なども並行して対応し、市民への説明責任を十二分に果たしていただきたい。本委員会を始めとした市民目線による検証結果を、行政のみならず議会や監査委員など関係機関でも共有・活用し、一丸となって補助金の合理化が実現することを望む。

なお、本委員会では判定の区分を「継続・改善・削減・廃止」の4項目としたが、「合理化」のためには必要な補助金を「拡充」することにも含まれる。「削減」や「廃止」によって財源が捻出されれば他の補助金を拡充する余地が生まれるのだから、従来は予算の制約で不十分であった補助金を拡充するような検証も併せて行われれば、真の合理化に寄与できるのではないかと考えられる。

資料 1

坂井市補助金等合理化委員会 会議開催状況

実施時期		作業概要
平成 27 年度	8月12日	○第1回委員会（委員委嘱・概要説明）
	8月31日	○第2回委員会（団体補助金に係るヒアリング【1回目】）
	10月13日	○第3回委員会（団体補助金に係るヒアリング【2回目】及び前回ヒアリング分の評価）
	11月10日	○第4回委員会（団体補助金に係るヒアリング【3回目】及び前回ヒアリング分の評価）
	11月19日	○第5回委員会（団体補助金に係るヒアリング【4回目】及び前回ヒアリング分の評価）
	1月25日	○第6回委員会（前回ヒアリング分の評価及び団体補助金評価のまとめ）
平成 28 年度	6月8日	○第7回委員会（制度補助金に係るヒアリング【1回目】）
	8月8日	○第8回委員会（制度補助金に係るヒアリング【2回目】及び前回ヒアリング分の評価）
	9月5日	○第9回委員会（制度補助金に係るヒアリング【3回目】及び前回ヒアリング分の評価）
	10月24日	○第10回委員会（制度補助金に係るヒアリング【4回目】及び前回ヒアリング分の評価 ・制度補助金評価のまとめ）
	11月14日	○第11回委員会（前回ヒアリング分の評価及び制度補助金評価のまとめ）
	1月23日	○第12回委員会（答申案の確認）
	2月3日	○答申

資料2

坂井市補助金等合理化委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	職業等
井上 武史	県立大学地域経済研究所准教授 学識経験者
川村 一司	弁護士 学識経験者
小玉 隆一	市民代表
島田 敏夫	市民代表
上田 雄二	市民代表
本家 明美	市民代表

資料3

○坂井市補助金等合理化委員会設置要綱

平成 19 年 7 月 2 日

告示第 127 号

(設置)

第 1 条 坂井市が行う全ての補助金、交付金、助成金(以下「補助金等」という。)について、見直しを行うため、坂井市補助金等合理化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 補助金等の改善に関すること。
- (2) 補助金等の減額に関すること。
- (3) 補助金等の統廃合に関すること。
- (4) その他補助金等に関し必要と認める事項

2 前項に規定する事項の検証が完了したときは、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する委員 2 人及び市民代表の委員 4 人で組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の会議は非公開とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理をする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

資料4

検証用チェックシート（委員用）

番号	補助金名称	区分	委員名	

総合判定	特記事項（視点と方向性等）
A：継続 B：改善 C：削減 D：廃止	

検証項目	該当 (○・×)	判定	特記事項（不適とした理由等）
公益性 市民の福祉向上と利益の増進、地域の活性化に効果があるか 活動や事業、およびその効果が多くの市民、広い地域(小学校区程度)に及んでいるか 市民のニーズと一致しているか 市の自然、歴史などの特性(地域資源)を生かし、その効果が市勢の発展につながっているか		適 ・ 不適	
妥当性 政策・施策の実現のために必要な事業で、行政が積極的に関与しなければならない事業であるか 現金の交付（補助金）以外には効率的な支援方法はないか 補助対象の要件は適切であるか		適 ・ 不適	
透明性 交付の目的、基準等が明確で、法令・条例・規則・要綱等に基づき支出しているか 帳簿書類等により、使途が明確でかつ適正であることが確認できるか 支部や構成団体等への間接的な補助についても、関係書類の確認により使途が明確でかつ適正であるか 不正受給防止の措置が適切に講じられているか		適 ・ 不適	
公平性 会費や参加費等の受益者負担の水準は適切であるか 協賛金の受入等自主財源の確保に努力をしているか 繰越金、剰余金、積立金などは多額でないか 他市町等の同じ活動をしている団体と比較して、補助率（額）は適正な水準であるか		適 ・ 不適	
効果性 補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか 補助金を交付することで、補助対象事業の効果増が期待できるか 具体的成果指標等が設定してあり、その達成状況を確認でき、効果が認められるか 少額の補助額や補助率であっても、その効果が十分認められるか		適 ・ 不適	
効率性 事業費、実施手法について、改善の余地がなく他市等の団体と比較をしても遜色が無い 市が直接行うよりも効率的かつ効果的であるか		適 ・ 不適	

制度補助金検証用チェックシート（委員用）

番号	補助金名称	区分	委員名	

総合判定	特記事項（視点と方向性等）
A：継続 B：改善 C：削減 D：廃止	

検証項目	該当 (○・×)	判定	特記事項（不適とした理由等）
公益性 市民の福祉向上と利益の増進、地域の活性化に効果があるか 事業の効果が多くの市民、市全域に及んでいるか 市民のニーズと一致しているか （補助対象事業の目的や内容は、時代・社会情勢に合っているか、当初の補助目的は希薄化していないか） 市の自然、歴史などの特性(地域資源)を生かし、その効果が市勢の発展につながっているか		適 ・ 不適	
妥当性 政策・施策の実現のために必要な事業で、行政が積極的に関与しなければならない事業であるか 現金の交付（補助金）以外には効率的な支援方法はないか		適 ・ 不適	
透明性 交付の目的、基準等が明確で、法令・条例・規則・要綱等に基づき支出しているか 帳簿書類等により、使途が明確でかつ適正であることが確認できるか （実績報告書の記載内容、帳簿処理等の会計処理が適切であるか） 不正受給防止の措置が適切に講じられているか		適 ・ 不適	
公平性 補助対象の要件は適切であるか （補助が必要な者のみを適切に対象としているか、所得制限等が適切な水準に設定されているか） 他市町等の類似した制度補助と比較して、補助率（額）は適正な水準であるか		適 ・ 不適	
効果性 補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか （補助金を交付しない場合は目的は達成されないか、すでに目的が達成されていないか） 補助金を交付することで、市の施策推進への効果増が期待できるか （実績に効果が上がっているか、効果増が期待できない程度の零細補助かどうか） 具体的成果指標等が設定しており、その達成状況を確認でき、効果が認められるか		適 ・ 不適	
効率性 事業費、実施手法について、改善の余地がなく他市等の類似の事業と比較をしても遜色が無い 市が直接行うよりも効率的かつ効果的であるか		適 ・ 不適	

資料5

補助金の個別検証結果

①団体補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
1	母子寡婦福祉連合会 事業補助金	○平成26年度交付額 400,000円 ○補助率 10/10 ○目的 母子寡婦福祉連合会が実施する研修会やふれあいスポーツ大会等に要する経費を支援し、母子福祉の向上の推進を図る。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課	自動販売機にかかる収入は補助金と同等の効果を持つにも関わらず、収入増加に応じた補助金の見直しが行われていない。会員の負担や事業・運営の区分などで支部との関係が不透明なことが一因と思われる。支部を含めた連合会の全体像を明らかにし、事業の効果検証と収入の状況を踏まえつつ、補助金の必要性を精査すべきである。	改善
2	坂井食品衛生協会 坂井地区支部 事業補助金	○平成26年度交付額 200,000円 ○補助率 1/2 ○目的 食品衛生協会が行う地域での食品衛生等の活動に要する経費を支援し、食品衛生の意識の向上と食中毒予防を図る。 ○所管部課等 市民福祉部健康長寿課	他市町に例の少ない事業だが、効果が見えにくい。 支部が独自に事業を行う目的を明確にし、保健所業務との区分や地区ごとの状況・ニーズに応じた多様な取り組みを展開するよう促し、補助対象にふさわしい事業とすべきである。 同時に、補助対象の単価見直しも行っていただきたい。	改善
3	三国町民宿組合 事業補助金	○平成26年度交付額 120,000円 ○補助率 1/2 ○目的 民宿組合が実施する観光振興事業に要する経費を支援し、三国地区特有の観光資源のPRと観光誘客を推進する。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	研修費をはじめ補助金の根拠となる公益上の必要性に該当しがたい事業が見受けられる。また、効果が明らかでない点や民宿が集積する旧三国町に限られる問題もある。 民宿業の振興のために行う事業は自らの負担で行うべきことを原則として、抜本的な見直しができなければ廃止すべきである。	廃止
4	一般社団法人 三國會所 事業補助金	【歴史文化を生かした観光振興事業】 ○平成26年度交付額 300,000円 ○補助率 1/2 ○目的 北前船寄港地の湊町として繁栄した歴史と文化に根ざした個性的なまちづくりの推進のために行う事業に要する経費を支援し、観光の振興を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課 【三國湊帯のまち流し事業】 ○平成26年度交付額 1,500,000円 ○補助率 1/2 ○目的 まちなか観光の推進のために行う「三國湊帯のまち流し」事業に要する経費を支援し、市の観光推進を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	補助主体の事業拡大に伴い、収支決算の全体像と補助対象事業の位置づけが不明確になってきている。補助金が適切かどうかの判断が効果的に行えるよう、会計区分の見直しが求められる。 （歴史文化を活かした観光振興事業） DVD製作費と販売収入の関係、会費賦課金と補助金、事業費の関係を明確にすべきである。 （三國帯のまち流し事業） 会費賦課金と補助金、事業費の関係を明確にすべきである。	継続
5	坂井市勤労者協議会 事業補助金	○平成26年度交付額 200,000円 ○補助率 1/2 ○目的 坂井市勤労者協議会が実施する勤労者の社会的地位の向上を目指すために行う事業に要する経費を支援し、地域課題の解決を図るとともに、福祉向上の推進を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	補助目的に直接寄与するとは言いがたい事業が見受けられる。また、会員獲得の取り組みが必ずしも積極的ではなく、特定の会員のための事業にとどまっていると考えられるので、補助金の廃止を検討せざるをえない。 なお、補助金を継続する場合は速やかに活動目的に直接寄与する活動に補助対象を限定するとともに、会員獲得に努めることによって、活動の成果を多くの市民に波及させていきたい。	廃止

資料5

補助金の個別検証結果

①団体補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
6	坂井市三国観光協会 運営補助金 ・ 坂井市丸岡観光協会 運営補助金	○平成26年度交付額 三国観光協会 3,200,000円 丸岡観光協会 840,000円 ○補助率 管理費1/2 事業費10/10 ○目的 観光協会が行う観光地活性化事業、観光資源の開発及び宣伝事業等に要する経費を支援し、観光の振興を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	補助率が1/2を上回る場合でも十分な根拠が示されておらず、また自己負担の導入にも積極的とは言えない。事業ごとに自己負担の必要性を検討し、可能な限り補助率を1/2に近づけていただきたい。 同時に、観光協会の統合に向けて事業の効率化と自己負担・補助割合の共通化を進めていただきたい。 (坂井市三国観光協会運営補助金) IT(ホームページ関係)の収支計算を明確にする必要がある。 (坂井市丸岡観光協会運営補助金) ボランティアガイド運営事業費補助分は市からの直接支払いにする必要がある。	改善
7・8	坂井市商工会 運営補助金 ・ 坂井市商工会 事業補助金	【運営補助金】 ○平成26年度交付額 運営補助金 15,000,000円 ○補助率 10/10 ○目的 商工会の運営管理に要する経費を支援し、地域経済の健全な発展に寄与する。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課 【事業補助金】 ○平成26年度交付額 運営補助金 30,000,000円 ○補助率 2/3 ○目的 商工会が実施する商工業の総合的な振興と地域社会の繁栄のために行う中小企業や小規模事業者等を対象とした事業等に要する経費を支援し、地域経済の発展に寄与する。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	運営補助金については、県補助金に加わる市補助金の水準(職員数・人件費)が妥当かどうか精査する必要がある。 また、事業補助金については、事業区分ごとに補助率が0%から100%近くに達するものなど大きな開きがあるが、事業ごとの経費明細が明らかでないため、それぞれの妥当性を判断することができない。 中小企業の発展や産業振興にとって商工会事業が重要な役割を果たすことは市民の共通認識であると思われるので、会員数の増加を図るとともに、補助事業の必要性や補助率の根拠が判断しうる資料を整備していただきたい。	改善
9	坂井市中中友好協会 運営補助金	○平成26年度交付額 200,000円 ○補助率 1/2 ○目的 市内在住の中国人が地域住民と円滑な日常生活を営むことができるために行う事業に要する経費を支援し、嘉興市交流事業の側面支援となる事業への取り組みを推進する。 ○所管部課等 総務部総務課	事業補助へ移行することで、事業実施の目的をより明確にする必要がある。 また、毎年多額の繰越金が発生しており補助金額の調整が必要だが、坂井市の国際交流政策を踏まえて活動分野の拡充や市民への波及などの新たな取り組みも必要になる可能性があるため、事業の拡大も排除しない形で補助金額を見直していただきたい。	改善
10	丸岡まつり振興会 事業補助金	○平成26年度交付額 600,000円 ○補助率 10/10 ○目的 山車の巡行や維持管理を行うため活動する丸岡まつり振興会の運営及び活動に要する経費を支援し、特性を活かした地域自治体の振興を推進する。 ○所管部課等 丸岡支所地域振興課	古城まつりの一環として実施されているので、将来的には古城まつり実行委員会と一本化していただきたい。 また、本事業は坂井市所有の山車の維持管理・巡行で10/10の補助率となっていることから、補助金から委託料に変更することも検討していただきたい。	改善
11	丸岡そば振興協議会 事業補助金	○平成26年度交付額 410,000円 ○補助率 1/2 ○目的 そばまつりの実施に要する経費を支援し、地域の特性を活かした農産物の振興と市民の融和を図る。 ○所管部課等 丸岡支所地域振興課	事業実施のノウハウを持ったJAに事務処理の移管を提案する。 また、丸岡そばだけでなく坂井市のイメージアップなど、地域全体に効果が波及するような事業を実施するとともに、付加価値の上昇による自主財源の拡充を目標に掲げ、補助金の削減に結びつけていただきたい。	改善

資料5

補助金の個別検証結果

①団体補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
12	女性の会運営補助金	○平成26年度交付額 1,200,000円 ○補助率 10/10 ○目的 坂井市女性の会の運営及び事業に要する経費を支援し、女性の地位向上及び地域活性化の推進を図る。 ○所管部課等 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課	会員の高齢化や減少が進んでいる中で、積極的な事業活動を目指すのでない限り、今後も補助金額の段階的な削減は避けられない。 団体の持続可能性を高めるため若年層の会員獲得に努めるとともに、団体の状況に応じた事業活動の見直しを進めていただきたい。	削減
13	体育協会運営補助金	○平成26年度交付額 26,439,856円 ○補助率 10/10 ○目的 体育協会の運営及び活動に要する経費を支援し、スポーツを通じた豊かな地域づくりの推進を図る。 ○所管部課等 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課	多様な活動を実施しており、市からの収入も補助金だけでなくさまざまな形態があるため、収支の全体像を把握することが難しい。 また、競技分野ごとの協会と地区ごとの協会が並存し、それぞれ体育協会からの補助金を受けているため、特に前者の補助金額が細分化され、それぞれの効果や妥当性を判断することも難しくなっている。 市のスポーツ行政に専門的な立場から寄与する団体として活動の自主性を重んじつつ、補助金の必要性を検証できる資料を作成していただきたい。	改善
14	障害者プラン住民会議事業補助金	○平成26年度交付額 980,000円 ○補助率 10/10 ○目的 NPO法人坂井市障害者プラン住民会議が行う障がい者が地域の中で自立し主体的に生活していくための事業に要する経費を支援し、ともに支えあう地域福祉の実現を図る。 ○所管部課等 市民福祉部社会福祉課	ピアサポート事業など重要な事業が含まれるが、補助金総額が近年固定されているにもかかわらず内訳が大きく変動しているため、個々の事業の必要性をあらためて精査する必要がある。 また、補助金と委託料の区分が十分明確になっているとは言えないので、委託料への移行もしくは区分の見直しをしていただきたい。	改善
15	社会福祉協議会補助金 (運営事業)	○平成26年度交付額 143,365,023円 ○補助率 10/10 ○目的 地域の福祉推進の中核としての役割を担う坂井市社会福祉協議会の運営、活動に要する経費を支援し、地域福祉の推進を図る。 ○所管部課等 市民福祉部社会福祉課	社会福祉協議会は市の福祉行政を推進する上で不可欠の団体であり、これまで補助金見直しも少しずつ進められているが、他市と比較しても補助金額が大きいなど、依然として改善の余地があると考えられる。 組織のスリム化と自主財源の確保を積極的に進めることで、補助金額を縮減するとともに、「10/10以内」とされている運営事業や施設運営事業の補助率の割合を可能な限り下げてください。	改善
	社会福祉協議会補助金 (活動事業)			
	社会福祉協議会補助金 (施設運営事業)			
16	丸岡文化財団運営補助金	○平成26年度交付額 25,553,521円 ○補助率 人件費10/10 事業費1/2 ○目的 公益財団法人丸岡文化財団の運営及び活動に要する経費を支援し、文化活動の推進を図る。 ○所管部課等 教育委員会事務局文化課	坂井市のイメージアップに寄与しているが、市補助金やその他補助金によって運営が支えられており、自立性に問題がある。 今後も活動を継続できるよう、「一筆啓上日本一短い手紙の館」のオープンを機に収益事業の強化を図っていただきたい。	改善
17	土地改良区運営補助金 (坂井市土地改良合同事務所)	○平成26年度交付額 35,044,000円 ○補助率 10/10 ○目的 坂井市土地改良合同事務所の人件費等の経費を支援し、農業構造の改善を図る。 ○所管部課等 産業環境部農業振興課	他市と比較して補助金額が大きく、削減の必要性が高いが、組織の特性や経過などを考慮すると、補助割合の縮減と自主財源の拡充だけでは対応しきれない可能性がある。 市と十分な協議を重ねながら組合が主体的に事業や組織の全体を通して見直し、組合員の負担にも配慮しつつ補助金の削減を実現するよう、総合的・長期的な視野で対応していただきたい。	削減

補助金の個別検証結果

②制度補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
1・2	周年作奨励事業費補助金 集団転作推進事業費補助金	【周年作奨励事業費補助金】 ○平成26年度交付額 56,207,324円 ○補助率 基準による ○目的 麦跡の圃場において、大豆又はそばを生産するために要する経費を支援し、水田の計画的、効率的利用による周年型農業を推進する。 ○所管部課等 産業環境部農業振興課 【集団転作推進事業費補助金】 ○平成26年度交付額 99,878,366円 ○補助率 基準による ○目的 大麦、大豆及びそばの作付けにおいて、団地化による農作業の効率化、品質及び収量の向上対策に要する経費を支援し、水田の高度利用を促進する。 ○所管部課等 産業環境部農業振興課	所得補償の意味合いが強く、制度の目的が不明確になっている。 農業の振興に力を入れてきた坂井市として明確な政策目標を設定し、補助金が目的に及ぼす効果を周年作や転作の実態に即して検証したうえで、適切な補助金の内容や規模・単価を再検討してほしい。 なお、国の政策転換に応じて当該補助金を見直す際にも、上記の点に十分配慮してほしい。	改善
3	病害虫防除対策事業費補助金	○平成26年度交付額 1,300,000円 ○補助率 1/2 ○目的 河川周辺や道路等公共用地に生息する病害虫の共同防除の経費を支援し、より品質の高い良質米の生産を図る。 ○所管部課等 産業環境部農業振興課	本補助金の目的が農業振興にあるとすれば事業者の主体的な対応への支援策となりうるが、実態は零細な場合もあり、補助金があれば実施されない性質のものではない。 あらためて補助金の目的から確認し、規模と効果を再検証するなど、ゼロベースで見直していただきたい。そのうえで、真に必要な部分に対象・規模を改めるなどの対応をお願いしたい。	改善
4	学校教育関係大会等事業費補助金 (福井県教職員体育大会)	○平成26年度交付額 130,000円 ○補助率 1/2 ○目的 学校教育関係大会の運営に要する経費を支援し、市外の学校との相互交流及び研究を通じて、児童生徒の学力及び体力の向上並びに職員の指導力向上を図る。 ○所管部課等 教育委員会事務局 教育総務課	(福井県教職員体育大会) 市民の目線や補助の趣旨から見て、必要性が認められない。また、大会の予算・決算状況から見て補助金額がごく小さく、補助金がなくても大会を実施することは十分可能である。 開催による地域への経済効果等の視点から別途検討の余地はあるかもしれないが、いったん廃止することが適切である。	廃止 (福井県教職員体育大会)
5	スポーツ振興事業費補助金	○平成26年度交付額 700,000円 ○補助率 1/2 + 100,000円 ○目的 競技力の向上を目的に実施する大会に要する経費を支援し、市におけるスポーツの振興と参加者等の交流の促進を図る。 ○所管部課等 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課	飲食関係の費用が大きく、削減の余地が大きい。 支出全体を見直した上で、補助率も交付基準の原則とおり2分の1以内とすべきである。	削減
6	資源(古紙類)回収奨励金	○平成26年度交付額 11,154,100円 ○補助率 団体 4.5円/kg 業者 1.0円/kg ○目的 古紙類の回収に要する経費を支援し、ごみの減量化及び再生資源の回収によるごみ処理事業の効率的な運営に資する。 ○所管部課等 産業環境部環境推進課	地域活動の活性化とごみの減量化・資源化を両立しうる有益な事業である。 今後も継続しながら、回収団体の活動状況や回収業者の経営状況に基づく単価の設定、新たな回収対象の検討などを行い、より効果的な事業となるよう取り組んでほしい。	継続

補助金の個別検証結果

②制度補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
7	地域組織活動育成事業費補助金	○平成26年度交付額 1,008,000円 ○補助率 10/10 ○目的 母親等地域住民が行う親子及び世代間の交流、文化活動や児童養育に関する研修活動などに要する経費を支援し、家庭児童の健全な育成を図る。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課	補助対象団体が固定化し、活動内容についても補助の必要性が認められない。 改善の見通しが立たないのであれば廃止が望ましい。	廃止
8 ~ 13	私立保育園を対象とした単独補助金 (特定保育所児童送迎事業費補助金) (私立保育所運営事業費補助金) (私立保育園保育環境改善事業費補助金) (私立保育所地域活動事業費補助金) (障害児保育事業費補助金) (乳児保育促進事業費補助金)	【特定保育所児童送迎事業費補助金】 ○平成26年度交付額 3,000,000円 ○補助率 10/10 ○目的 通所が困難な地域の児童の送迎を実施するために要する経費を支援し、児童の福祉の増進に資する。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課 【私立保育所運営事業費補助金】 ○平成26年度交付額 10,164,949円 ○補助率 1/2 ○目的 私立保育所が行う退職共済事業に要する経費を支援し、私立保育所職員の福利厚生を向上を図る。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課 【私立保育園保育環境改善事業費補助金】 ○平成26年度交付額 39,218,832円 ○補助率 1/2 ○目的 私立保育所が行う気がかりな児童の保育、アレルギー対応給食の提供等に要する経費を支援し、多様化する保育需要に対応する。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課 【私立保育所地域活動事業費補助金】 ○平成26年度交付額 1,813,074円 ○補助率 10/10 ○目的 私立保育所が行う地域の需要に応じた幅広い活動に係る事業に要する経費を支援し、保育所の有する専門的機能が地域住民のために活用されることを推進する。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課 【障害児保育事業費補助金】 ○平成26年度交付額 9,373,140円 ○補助率 10/10 ○目的 私立保育所において健常児とともに実施する障がい児保育に要する経費を支援し、保育に欠ける障がい児の保育を推進する。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課 【乳児保育促進事業費補助金】 ○平成26年度交付額 10,210,000円 ○補助率 10/10 ○目的 乳児(1歳未満)保育のために保育士を加配する私立保育所に対してその人件費を支援し、年間通じて安定的に乳児保育の需要に対応できる体制を整備する。 ○所管部課等 市民福祉部子育て支援課	多様な補助金等に関して、委員から多様な意見が出されたので、委員会の総意としてではなく、各委員の意見を整理する形で以下に示す。 【各補助金共通】 ○坂井市独自のサービスについては、効果(出生率や子育て世帯の居住等)に応じて実施すべき。 一方、各地で広く行われているサービスは市が補助しつつ国庫や県補助の拡充を求めるべき。 ○補助対象法人の安定的な経営を支援するため必要だが、経営状況を精査しながら、縮小可能なものがないか検討すべき。 ○公立保育園との整合性を保ちながら補助制度を基本的に継続すべき。 【特定保育所児童送迎事業費補助金】 対象児童数に応じて見直し、いずれ廃止することも検討していただきたい。 【私立保育所運営事業費補助金】 補助率を固定化しないこと。	継続

補助金の個別検証結果

②制度補助金

No.	名称	概要	委員会の意見等	委員会の判定
14	商店街活性化事業費補助金	○平成26年度交付額 1,696,000円 ○補助率 環境整備1/2 活性化1/3 ○目的 商店街環境整備事業及び商店街活性化事業に要する経費を支援し、市内の商業の活力再生及び振興を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	市の政策体系を踏まえて、まず補助金の目的と効果把握の方法を明確にいただきたい。 コミュニティ活動の振興等を目的とした中心市街地全体の活性化であれば補助金の必要性は理解できるが、商店街や店舗の経営が目的ならば自助努力を促すよう、実情に応じて期間を限定したり補助率を調整したりするなどの見直しが必要である。	改善
15	繊維産業振興事業費補助金	○平成26年度交付額 847,000円 ○補助率 対象事業により1/3~2/3 ○目的 試験研究事業をはじめ先進地視察事業、展示会出展事業及び販路開拓事業等に要する経費を支援し、繊維関連中小企業者の技術の継承及び雇用の維持を図る。 ○所管部課等 産業環境部観光産業課	市の基幹産業振興策として大変重要な補助金であり、より積極的に活用されることが望まれる。 そこで、活用の具体例や成果など補助金の効果が事業者にも市民にも明確に認識され、有意義な補助金であることを理解できるよう広報等を含めて工夫していただきたい。 また、補助率を2/3とする場合は原則である1/2を上回る理由を十分に記述すべきである。	継続

注:概要欄の補助金交付額については、補助金等合理化委員会の審議が26年度決算をベースとして行われたため26年度の数値を記載している。